

環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）
清水行政局 建設環境室

「ごみ分別すれば資源！」

野焼きは原則禁止

● 地域みんなで気持ちよく過ごせる

環境づくりを



廃棄物処理法により、野焼きは原則禁止されています。一方で、農作業でやむを得ず行う刈草・剪定枝などの焼却は、例外として認められています。

ただ、例外として認められている

作業であっても、煙や臭いが気に入るというご相談が町に多く寄せられます。住宅地の近くでは、農作業による煙が心配に感じられるかもしれません、農家の方も作業の都合上、やむを得ず焼却を行う場合があります。

- ・廃棄物処理法により、野焼きは原則禁止されています。
- ・一方で、農作業でやむを得ず行う刈草・剪定枝などの焼却は、例外として認められています。
- ・天候や風向きの確認
- ・よく乾かして煙を抑える工夫
- ・近隣への一声掛け
- ・小さな工夫でも「知らせてもらえて安心した」という声につながっています。

● 住民の皆さんへ

農作業に伴う剪定枝などの処理は、地域の農業を維持するために欠かせない作業です。やむを得ず煙が出る場合があることについて、ご理解をお願いします。気になる場面があつた際でも、まずは落ち着いてお声掛けいたたくことで、誤解を解消できることがあります。

● お互いが安心できる地域のために

これまでのご相談の多くは、焼却そのものより「事前に知らなかつた」「突然で驚いた」などの、行き違ひから生じています。声を掛けて事情

あつても、次のとおりできる範囲でのご配慮をお願いします。

プラスチックペール検査で最高評価

● 町民の皆さまの分別協力が高評価

につながりました

プラスチックペールとは、町で回収したプラスチックごみを、リサイクルしやすいようにぎゅっと固めてまとめたものです。

令和7年（2025年）12月10日（水）、役場職員立ち会いの下、

プラスチックペールの品質検査が行われました。検査では、袋がきちんと破れているか（破袋度）、異物の混合状況、禁忌品の混入の有無を確認し、その結果全ての項目で「A判定」となりました。今回の結果は、町民の皆さん一人一人の丁寧な分別へのご協力によるものです。

今後も、限りある資源を大切に活用するため、引き続き正しい分別へのご理解とご協力をお願いします。

を伝え合うだけで、気持ちよく過ごせる環境につながります。

町は今後も、農業の振興と住みよい生活環境の調和を目指して取り組んでいきます。地域全体での思いやりある行動に、ご協力をお願いします。

家庭から出るごみを回収・処理するには、町の許可を受けた業者であることが必要です。無許可の業者に依頼すると、不法投棄や不適切な処理につながる恐れがあります。

なお、家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）は、町の許可を受けた業者であつても回収できません。これらは家電リサイクル法の対象品目のため、購入したお店や

引き取りを行っている家電量販店に相談してください。所定のリサイクル料金が必要です。

民間のごみ処理許可業者

家庭から出る燃えるごみの収集量

令和7年（2025年）11月／約261トン
前月から約16トンの減少

最近よく“SDGs（エス・ディー・ジーズ）”という言葉を耳にします。これは国連が定めた「持続可能な開発目標」の呼び名です。ごく簡単にいうと「みんなが幸せで快適な生活を送れるような未来を作るための目標」でしょうか。

私たち生活者が直接SDGsに取り組める活動の一つがごみの減量化です。例えば、リユース服を選ぶことやコンポストを利用して生ごみの量を減らすことでもSDGs達成に向けた大切な取り組みです。より良い地球の未来のためにごみを減らしましょう！